

2015
October



CLIENT

H27.10.05 No.289



マイナンバー制度

- ・マイナンバーを取り扱う上での注意点から本人確認について

P1・2

明日へのヒント

- ・「リコール・キャンセルの取り組みについてのアンケート」結果のまとめ

P5

弊法人からのご連絡事項

- ・平成27年度税額予測の見方について

P3・4

弊法人からのご連絡事項

- ・設備投資のご予定をお知らせください
～10月23日(金)まで～

P6

弊法人からのご連絡事項

- ・「歯科医院のためのマイナンバー・相続セミナー」のご案内

P7

CA 医療事業部 HP 会員限定

- <http://www.co-ad-shinjuku.com>
 - CA 医療事業部の HP から
・会員限定 をクリック
- | | |
|-------|-----------|
| ユーザー名 | member |
| パスワード | h27dental |

同封物

- マンスリー・ワンポイント
- 請求書
- 設備投資に関するお問合せ
- マイナンバー制度に対する取り組みについて



税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部



弊法人のマイナンバーの取り扱い方針について

弊法人では、これまでもコンプライアンスの強化、情報セキュリティ体制の充実に努めて参りました。今回のマイナンバー制度に対しましても、社会的な関心の高まりに合わせて、セミナーでの制度解説や広報誌での情報提供等の対応をさせて頂くとともに、皆様からお預かりする個人情報等を厳格に管理しうる体制の整備・構築に努めております。今後ともより一層社内環境の整備に尽力致します。

今月号に、「マイナンバー制度に対する取り組みについて」を同封させて頂きました。ご覧頂けましたら幸甚でございます。

9月号では、マイナンバーが届いた場合の対応と、マイナンバー準備スケジュールについてご説明致しました。今月号では、マイナンバーを取り扱う上での注意点と、スタッフからマイナンバーを取得する際の本人確認の方法について、解説致します。

■マイナンバーを取り扱う上での注意点は？

マイナンバー制度により、医院にもマイナンバー及びその内容を含む個人情報の適正な取り扱いが求められています。マイナンバーには、利用や提供等について制限があります。

✓ マイナンバーの利用範囲

マイナンバーの利用は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

✓ マイナンバーの提供要求

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限って、本人等に対してマイナンバーの提供を求めることができます。

■マイナンバーの安全な管理の為に必要なことは？

医院にはマイナンバー等個人情報保護のために、安全管理措置等が義務付けられています。安全管理措置とは、組織的にマイナンバーの漏えいを防ぐ対策のことで下記の4つを指します。

(1) 組織的安全管理措置

マイナンバーを取り扱う責任者や事務担当者を明確にし、担当者以外がマイナンバーを取り扱うことがないようにする必要があります。

(2) 人的安全管理措置

医院は責任者や事務担当者の監督を行う必要があります。

(3) 物理的安全管理措置

マイナンバーの漏えい・盗難等を防ぐ為に鍵付きのキャビネットに保管する等、担当者以外の目に触れないように作業スペースを分ける等の配慮をする必要があります。

(4) 技術的安全管理措置

担当者を限定するためのアクセス制御を行うことや、ウィルス対策ソフトウェア等を導入する必要があります。

平成27年度税額予測の見方について

9月号では、税額予測のメリットや申込方法についてお伝えしました。10月16日(金)までに、1~9月までの月次資料をお送りの上、お申込み頂いた場合、**無料**となります(標準契約)。是非、お早目にご準備ください。またご希望の先生には、税額予測のご説明に伺わせて頂きます。どうぞお申し付けください。

今月号では、税額予測の見方についてご紹介します。



平成27年度税額予測計算表 (9月実績)

10月からの予測額(1か月分)		年間合計(予測)
社保収入	2,139,637	25,675,643
国保収入	1,130,045	13,560,537
自費収入	1,031,938	12,383,257
その他収入	73,375	880,499
収入合計	4,374,995	52,499,936
医業原価	614,879	7,378,551
医業経費	2,358,965	28,307,582
経費合計	2,973,844	35,686,133
所得	1,401,150	16,813,800
仮払税金	137,008	1,644,093

①

②

消費税課税売上高 13,263,756
 医業経費には専従者給与 4,000,000 円が含まれています。

③

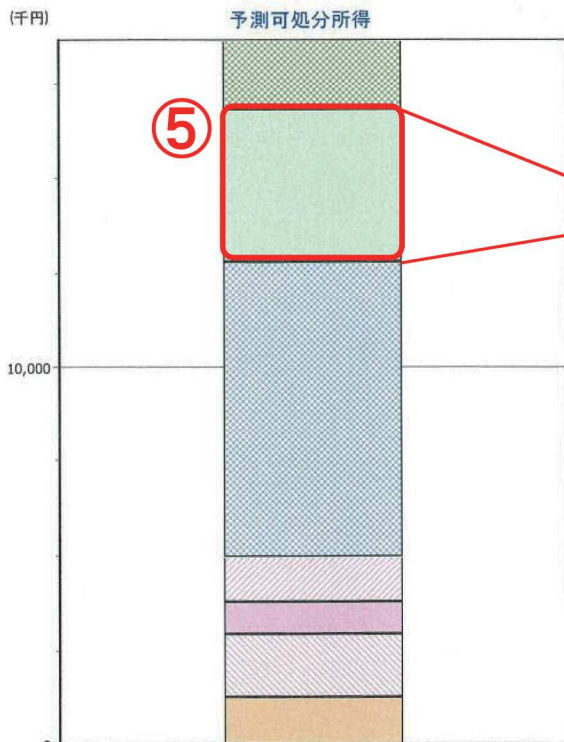
④

予測医業収入	52,499,936 円
予測医業経費	35,686,136 円
予測医業所得	16,813,800 円
青色申告特別控除	650,000 円
措置法差額	0 円
事業所得金額	16,430,467 円
所得控除	4,450,000 円
(医療費控除等を除き、昨年実績を採用)	
住民税の所得控除は	4,245,000 円
住宅借入金等特別控除	0 円
(昨年実績を採用)	

課税所得金額	11,980,000 円 (住民税の課税所得金額は)
住民税額 <平成28年6月以降納付分> (住民税)	12,185,000 円 × 10% - 調整額 2,500 円 +
所得税額	11,980,000 円 × 33% - 1,536,000 円 =
復興特別所得税	(所得税額 - 特別控除等) × 2.1%
予測仮払税金	1,644,093 円 +
他源泉所得税	0 円 =
源泉徴収税額	1,644,093 円
平成28年4月の所得税の納付税額	所得税額 特別控除等 復興特別所得税
	2,417,400 円 - 0 円 + 50,765 円

POINT 今回の改正点

所得税の最高税率が引き上げられました。
 課税所得金額 4,000万円超は、税率45%になります。



⑤

減価償却	1,865,332 円
利用可能額	40,353,307 円
個人分	7,800,000 円
住宅ローン	1,800,000 円
健康保険・国民年金等	1,200,000 円
その他生活費等	4,800,000 円
事業借入金返済	0 円
住民税	1,221,000 円
納付税額	824,000 円
予定納税額	0 円
源泉徴収税	1,644,093 円
消費税 (中間含む)	1,289,400 円

(注) 事業所得を中心にしたもので、給与所得等の所得税・住民税以外の可処分所得は考慮していません。

⑥

予測納税額	
所得税 [復興特別所得税含む]	824,000 円
住民税	1,221,000 円
消費税	589,400 円

■対象

税額予測の対象は、開業2年目以降の個人医院です。

※医療法人の税額予測は、各法人の決算前に行います。（理事長個人は対象外です）

■費用

(1) 標準契約で10月16日（金）までのお申込み：**無料**

(2) 標準契約で10月17日（土）～11月10日（火）までのお申込み：5,400円（税込）

(3) セルフマネジメントの場合で11月10日（火）までのお申込み：10,800円（税込）

※11月11日（水）以降は、税額予測のお申込みを受け付け致しません。ご了承ください。

2015/09/01

12,185,000円)

における寄附金の税額控除は考慮外)

均等割 5,000円 = 1,221,000円

417,400円

= 50,765円

円

源泉徴収税額	予定納税額	納付税額
- 1,644,093円	0円 =	824,000円

※措置法26条：適用なし

平成29年分消費税予測 **課税**・免税

◆税額予測の解説

- ① 1月～9月までの実額の収入と経費等の平均額から、1か月当たりの予測額を載せています。この予測額よりも所得が大きくなった場合には、税額も予測より増えます。
- ② 1年間の消費税の課税売上高（予測）です。1,000万円を超える場合は、平成29年が課税事業者になります。
- ③ 年間の収入、経費、所得の予測額です。
- ④ 措置法26条※が適用になる場合は、ここに金額が表示されます。金額が大きいほど、税制上有利になります。
- ⑤ 利用可能額は、予測計算で算出された院長の所得から生活費を差し引いた金額です。
 - は、生活費以外に使えるお金があることを意味します。
 - は、生活費だけで他に使えるお金はないことを意味します。
- ⑥ 予測納税額は、来年3月以降に納める税額です。△（マイナス）の場合は、還付される金額です。

※措置法26条とは、医業又は歯科医業を営む個人の各年における社会保険診察報酬が、5,000万円以下であり、かつ全体の収入金額が7,000万円以下であるときは、実際の必要経費額に代えて、概算経費額を計上することができる規定です。

税額予測に関するご質問は、お気軽にお問い合わせください。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

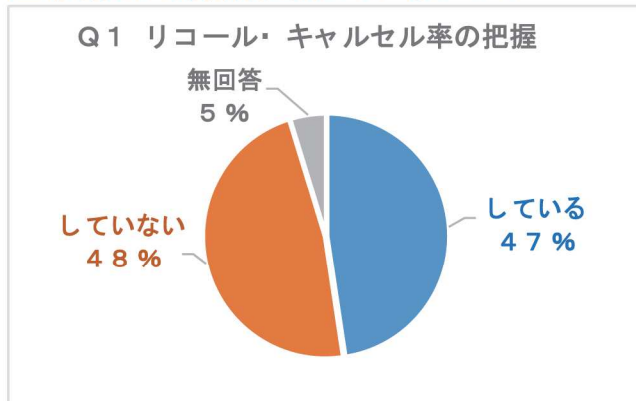
お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部

糸井 佳子
新井 佳寿美



皆様には、アンケートにご協力頂きましてありがとうございます。8月号では、「リコール促進」のアプローチ方法についてお伝え致しました。8020運動も、昭和57年に厚生労働省で提唱されてから33年が経過し、平成23年の調査では、達成割合が40%となりました。予防に対する取り組みは着実に広がっていると言えるでしょう。今月号では、8月号に同封しました「リコール・キャンセルの取り組みについてのアンケート」結果についてお知らせ致します。

■半数しか現状を把握していない？！

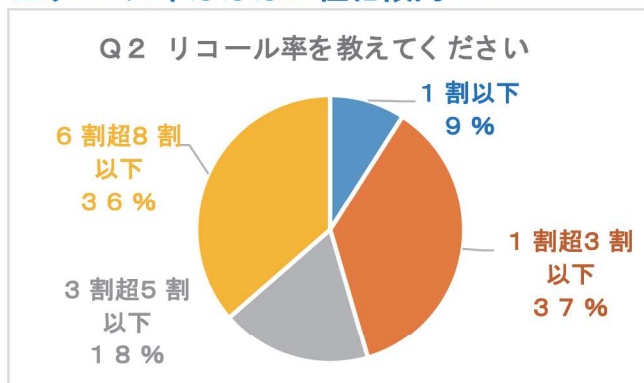


今回のアンケートで、約半数の医院しかリコール・キャンセル率の把握をされていないことが分かりました。

リコール率を上げるには、まず第一歩は現状を把握することにあると思います。

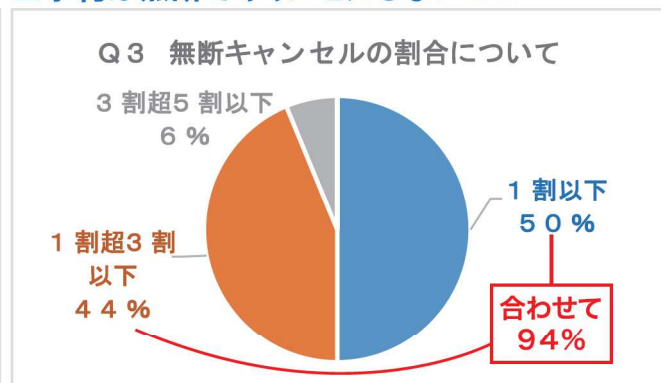
医院の現状を把握しないことには、対策も立てようがありませんし、何か改善をしたとしても、その効果を図ることが出来ないからです。

■リコール率はほぼ二極化傾向？！



リコール率を把握されている医院で、リコール率が6割を超える医院と、1割超3割以下の医院は、ほぼ同数です。二極化していると言えるでしょう。

■予約は無断でキャンセルしない？！



無断キャンセルの患者さんは、94%の医院で、3割以下であることが分かりました。

■リコール率の高い医院が行っていることは？！

リコール率を高める為の取り組みについて、殆どの医院でリコールハガキを送っていらっしゃるのですが、リコール率の高い医院は、予約日の2～3日前に、再度電話で確認をとっている医院がとて多く、逆にリコール率の低い医院は、リコールハガキの送付のみしか行っていないことが分かりました。

やはりリコール率を高める為には、患者さんに働きかける事が重要なのだと改めて感じました。今後ともアンケートにご協力をお願い致します。

皆様から頂いたアンケートをもとに、医院の現状分析と明日へのヒントをお届けします。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部 稲本 美幸



平成28年・29年の消費税等の申告に関しまして、簡易課税等の判定を行う必要がございます。高額な設備投資をする場合、課税方式を変更したほうが有利になるケースもありますので、皆様の設備投資のご予定をお知らせください。

つきましては「設備投資に関するお問い合わせ」を同封致しましたので、ご記入頂きFAXでお送り願います。

納税額への影響が大きくなることも考えられますので、10月23日(金)までに回答をお願いします。

メリット

歯科医業は一般的に簡易課税方式を選択したほうが税額計算や書類保存義務の点等で有利です。しかし、高額な設備投資をする場合には原則課税方式を選択したほうが税額計算の面で有利になることもあります。

簡易課税方式から原則課税方式へ変更するには、設備投資を行う前年までに届出を提出する必要があります。

FAX : 03-3224-2874

設備投資に関するお問い合わせ

期限 平成27年10月23日(金)

来年度の消費税及び所得税の申告に関連して、簡易課税、税額控除等の判定を行う必要がございますので、設備投資の予定についてご回答をお願いいたします。

①購入価格又はリース総額が100万円以上の器材、又は車の購入予定
 ②器材、又は車の売却予定
 ③診療所の改装、又は移転の予定
 ④自宅の購入、又は買い替への予定

[記載例]
 ユニット買換え 2台 400万～500万円 平成27年ゴールデンウィーク頃
 レセコン リース 300万円位 夏頃
 車買換え 500万円位 秋頃
 改装 600万円位 正月休み中
 自宅を購入予定 金額未定 平成27年中に購入予定

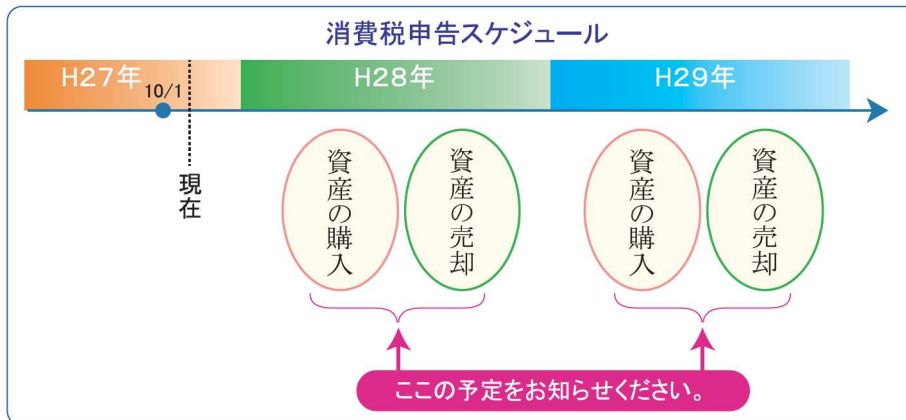
4000 コーポレート医院 御中

平成28年に設備投資又は資産の売却等を (予定している 予定していない)
 平成29年に設備投資又は資産の売却等を (予定している 予定していない)

◎ 予定している場合には恐れ入りますが計画(内容、金額、時期等)をお知らせ下さい。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ医療事業部
 〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-12 NBF赤坂山王スクエア2階
 TEL 03-3224-2873 FAX 03-3224-2874

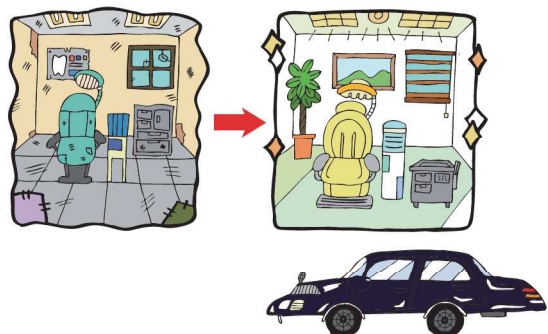
〒107-0052-0000



診療所の改装や移転・資産の購入

診療所の改装や移転、及びユニットや自動車等の資産の購入につきましては、何百万円～何千万円単位で支払いが発生し消費税の判定に影響します。

今まで使っていたものを下取りに出すことも消費税の判定に影響致しますので、合わせてお知らせください。



自宅の購入・買替

自宅の一部を事務所経費として計上している場合、事務所部分は消費税に影響しますので忘れずにご回答ください。

設備投資についてご不明点がございましたら、担当者までお問い合わせください。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部 三宅 寿和



いよいよ「マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）」が始まります。この制度のもとでは、歯科医院を営んでいる先生方にも幅広い対応が求められます。



そこで本セミナーでは、歯科医院向けにマイナンバーの概要と運用方法について分かりやすくご説明致します。また、平成27年1月1日以降の相続より、相続税が改正され課税対象となる方が増加し、先生方からも頻繁にご質問を頂いております。今回は先生方のご関心が高い2つのテーマについて、お話をさせていただきます。

セミナー情報

日 時 平成27年10月25日（日） 14:00～16:10（受付開始13:30～）
 定 員 先着30名様限定
 参加費 弊法人顧問先様限定にて無料
 対 象 歯科医院を営んでいる先生及び実務担当者様
 会 場 株式会社コーポレート・アドバイザーズ セミナールーム
 （東京都港区赤坂2-2-12 NBF赤坂山王スクエア2階）
 アクセス 東京メトロ銀座線・南北線「溜池山王駅」にて下車、8・9番出口より徒歩1分
 東京メトロ千代田線・丸ノ内線「国会議事堂前駅」にて下車、3番出口より徒歩3分
 主 催 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
 お申込み 税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部 TEL：03-3224-2873
 各担当者へご連絡ください

セミナープログラム

※第1部、もしくは第2部だけのご参加も可能です。

第1部		マイナンバー制度の実務上のポイント	
14:00～14:50	実務解説	講師 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング マネージャー 公認会計士 青木 隆寛	
14:50～15:00	質疑応答		
15:00～15:10	休 憩		
第2部		知っておくべき相続税 ～争族にしないために～	
15:10～16:00	実務解説	講師 税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 執行役員 税理士 中川 義敬	
16:00～16:10	質疑応答		

※セミナー内容は予告なく変更される場合があります。予めご了承ください。

Corporate Advisers

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-12 NBF赤坂山王スクエア2F
 TEL：03-3224-2870 FAX：03-3224-2877

CLIENT2015年289号

■発行日：2015年10月5日
 ■発行元：税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部
 ■URL：<http://www.co-ad-shinjyuku.com>
 ■お問い合わせ先：☎03-3224-2873



<国内> 東京/大阪/横浜/千葉

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

社会保険労務士法人コーポレート・アドバイザーズ

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A